

令和 7 年 第 4 回

武蔵村山市教育委員会定例会

令和 7 年 4 月 1 8 日

武蔵村山市教育委員会

令和7年第4回武蔵村山市教育委員会定例会

1 日 時 令和7年4月18日（金）

開会 午前 9時30分

閉会 午前10時20分

2 場 所 武蔵村山市役所401大集会室

3 出席委員 池谷光二（教育長） 大野順布
杉原栄子 比留間雅和
潮美和

4 説明のため出席した者の職氏名

教育部長	鈴木 義雄	学校教育担当部長	高瀬 隆太郎
教育総務課長	佐藤 哲郎	教育施設担当課長	櫻井 謙次
指導・教育センター担当課長	加藤 由裕	学校給食課長	矢野 喜之
文化振興課長	廣末 聡	スポーツ振興課長	石川 篤
図書館長	児玉 眞一		

5 会議に出席した事務局の職員

教育総務課教育政策係 濱谷 綾祐
牧瀬友紀子

議事日程

- 1 会期の決定
- 2 前回会議録の承認
- 3 教育長報告
- 4 議案第24号 武蔵村山市教育委員会事務局職員の任免に係る臨時代理の承認について
- 5 議案第25号 武蔵村山市立学校学校運営協議会委員の任免等に係る臨時代理の承認について
- 6 議案第26号 武蔵村山市生涯学習審議会委員の委嘱等に係る臨時代理の承認について
- 7 議案第27号 武蔵村山市防災食育センター備品整備基金条例を廃止する条例の申出について
- 8 議案第28号 武蔵村山市立学校令和8年度使用教科用図書採択要領について
- 9 議案第29号 武蔵村山市スポーツ推進委員の委嘱について
- 10 その他

◎開会の辞

○池谷教育長 本日の会議に際しまして、3名の方から傍聴の申出があり、武蔵村山市教育委員会会議規則第29条の規定に基づき、会議の傍聴を許可しましたので報告いたします。

本日の出席委員は全員でございます。

これより、令和7年第4回武蔵村山市教育委員会定例会を開会いたします。

◎日程第1 会期の決定

○池谷教育長 日程第1、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期は、本日限りといたしたいと思います。

これに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○池谷教育長 御異議なしと認めます。

したがって、会期は本日限りといたします。

◎日程第2 前回会議録の承認

○池谷教育長 日程第2、前回会議録の承認を議題といたします。

本件は、これを承認することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○池谷教育長 御異議なしと認めます。

よって、本件は承認されました。

本日の会議録の署名は、杉原委員にお願いいたします。

◎日程第3 教育長報告

○池谷教育長 日程第3、教育長報告を議題といたします。

1点目でございますが、令和6年度区域外就学の状況についてでございます。

資料1を御覧いただきたいと思います。

内容につきましては、教育総務課長から報告いたします。

佐藤教育総務課長、お願いします。

○佐藤教育総務課長 それでは、令和 6 年度区域外就学の状況について御説明いたします。

まず、上の表でございますが、住所が他市区町村にあって本市の学校へ通学している児童・生徒に関するものとなります。表の一番右の合計欄になりますが、小学校で 28 人、中学校で 11 人の合計 39 人でございます。理由ごとの内訳では、転入先付けが 5 人、学期途中及び最終学年が 31 人、両親共働きが 2 人、その他が 1 人となっております。

次に、下の表でございますが、住所が本市にあって他市区町村の学校へ通学している児童・生徒に関するものとなります。表の一番右の合計欄になりますが、小学校で 27 人、中学校で 16 人の合計 43 人でございます。理由ごとの内訳では、転入先付けが 4 人、学期途中及び最終学年が 24 人、両親共働きが 5 人、その他が 10 人となっております。

説明は以上でございます。

○池谷教育長 続きまして、2 点目でございます。

令和 6 年度学校選択制の結果（令和 7 年度入学）についてでございます。

資料 2 を御覧いただきたいと思います。

内容につきましては、教育総務課長から報告いたします。

佐藤教育総務課長、お願いします。

○佐藤教育総務課長 それでは、令和 6 年度学校選択制の結果（令和 7 年度入学）について御説明いたします。

令和 6 年度に学校選択制を利用した生徒数につきましては、合計 60 人で、この生徒の利用割合は新入学生徒の約 10.7%となっております。

なお、過去 3 年間の利用生徒数につきましては、令和 3 年度は 59 人、令和 4 年度は 77 人、令和 5 年度は 56 人となっております。

各中学校の状況は上段の表に、主な理由は下段の表のとおりでございますので御確認いただければと思います。

説明は以上でございます。

○池谷教育長 続きまして、3 点目でございます。

令和 7 年度児童・生徒数及び学級数の状況についてでございます。

資料 3 を御覧いただきたいと思います。

内容につきましては、教育総務課長から報告いたします。

佐藤教育総務課長、お願いします。

○佐藤教育総務課長 それでは、令和 7 年度児童・生徒数及び学級数の状況について御説明い

たします。

令和 7 年 4 月 7 日現在でございますが、小学校の通常学級につきましては 122 学級、特別支援学級につきましては 24 学級となっております。次に、中学校につきましては通常学級が 56 学級、特別支援学級が 11 学級となっております。

令和 7 年度の学級編制でございますが、小学校は第 1 学年から第 6 年学年まで全ての学年において 35 人以下の学級編制となっております。

中学校につきましては、第 1 学年が 35 人以下の学級編制、第 2 学年及び第 3 学年が 40 人以下の学級編制となっております。

次に、在籍者数についてでございますが、小学校の児童数につきましては、通常の学級で 3,478 人、特別支援学級は 121 人、合計で 3,599 人となっております。

次に、中学校の生徒数でございますが、通常の学級で 1,762 人、特別支援学級は 78 人、合計で 1,840 人となっております。

なお、ページの中ほどより下に記載しております各通級指導学級及び特別支援教室の学年別の児童・生徒数につきましては、ただいま御報告いたしました小学校児童及び中学校生徒の内数でございますので、後ほど御覧いただければと存じます。

説明は以上でございます。

○池谷教育長 続きまして、4 点目でございます。

令和 7 年度小・中学校等の教職員数及び令和 7 年度教職員の異動状況についてでございます。

資料 4 を御覧いただきたいと思います。

内容につきましては、学校教育担当部長から報告いたします。

高瀬学校教育担当部長、お願いします。

○高瀬学校教育担当部長 それでは、令和 7 年度小・中学校等の教職員数について御説明させていただきます。

まず、小・中学校の本年度の教職員数でございますが、暫定再任用短時間勤務職員を含む教職員数は、小学校 234 人、中学校 136 人、計 370 人でございます。

次に、主幹教諭及び指導教諭についてです。主幹教諭につきましては、小学校 19 人、中学校 11 人、合計 30 人が在籍をしており、指導教諭は小学校に 1 人在籍しております。

主任教諭につきましては、小学校 53 人、中学校 27 人、合計 80 人が在籍しております。

また、主任養護教諭は、小学校が 1 人、中学校 2 人、合計 3 人が在籍しております。

次に、教職員の異動状況でございますが、資料の裏面を御覧ください。

表の左側に掲載しております管理職の異動についてですが、小学校の校長の転入については、市外からの転任が1人、市内転任が1人、市内昇任が1人、転出については、市内転任が1人、教育委員会への転任が1人、退職が1人でございます。

副校長の転入については、市外からの昇任が1人、市内昇任が1人、転出については、市内昇任が1人、市外への転任が1人でございます。

中学校の校長の転入につきましては、市外からの昇任が2人、転出については退職が1人でございます。

副校長につきましては、異動はありませんでした。

次に、教職員の異動状況でございます。

主幹教諭、主任教諭を含む教諭、養護教諭、栄養教諭、事務職員の異動状況でございますが、表の右端に合計の数を示しております。

小学校は転入が54人、うち12人が新規採用、転出は46人でございます。

中学校は転入が30人、うち7人が新規採用、転出は31人でございます。

以上でございます。

○池谷教育長 続きまして、5点目でございます。

武蔵村山市立学校令和7年度行事予定等一覧についてでございます。

資料5（別冊）を御覧いただきたいと思います。

内容につきましては、指導・教育センター担当課長から報告いたします。

加藤指導・教育センター担当課長、お願いします。

○加藤指導・教育センター担当課長 それでは、武蔵村山市立学校令和7年度行事予定等一覧について御説明いたします。

こちらは、保護者や地域の方などに向けて作成した各学校の主な行事日程一覧でございます。教育委員の皆様におかれましては、学校教育活動の実施計画の把握にお役立ていただきますようお願いいたします。

なお、参観希望の行事がございましたら、恐れ入りますが、教育指導課まで御連絡くださいますようお願いいたします。

説明は以上でございます。

○池谷教育長 続きまして、6点目でございます。

令和7年度武蔵村山市立学校研究活動等一覧についてでございます。

資料 6 を御覧いただきたいと思います。

内容につきましては、指導・教育センター担当課長から報告いたします。

加藤指導・教育センター担当課長、お願いします。

○加藤指導・教育センター担当課長 それでは、令和 7 年度武蔵村山市立学校研究活動等一覧について御説明いたします。

こちらには、令和 7 年度の研究活動等について、文部科学省や東京都教育委員会、市教育委員会の研究指定について、令和 7 年 4 月 1 日時点のものを掲載しております。

東京都教育委員会の指定につきましては、小学校では、大南学園第七小学校が体育健康教育推進校の指定、同じく大南学園第七小学校及び第八小学校が小学校教科担任制推進事業の指定、第三小学校がデジタルを活用したこれからの学び実践協力校の指定を受けることになりました。

また、市教育委員会の指定につきましては、第一小学校、第九小学校、第一中学校の一中校区 3 校をゼロカーボンシティチャレンジ校として指定し、また、特色ある学校づくり推進校に第十小学校、雷塚小学校、第五中学校、小中一貫校村山学園の 4 校を指定しております。このうち、第十小学校が令和 7 年 12 月 5 日（金）に、第五中学校が令和 8 年 2 月 13 日（金）に 2 年間の研究の成果を発表する予定です。

事務局としましては、今後も各校の研究活動を支援するとともに、推進してまいります。

説明は以上でございます。

○池谷教育長 続きまして、7 点目でございます。

～いきいきわくわく狭山丘陵ウォーク～第 48 回武蔵村山市歩け歩け大会の開催についてでございます。

資料 7 を御覧いただきたいと思います。

内容につきましては、スポーツ振興課長から報告いたします。

石川スポーツ振興課長、お願いします。

○石川スポーツ振興課長 それでは、～いきいきわくわく狭山丘陵ウォーク～第 47 回武蔵村山市歩け歩け大会の開催について御説明いたします。

資料 7 を御覧ください。

主催は武蔵村山市教育委員会、主管は武蔵村山市スポーツ推進委員協議会、協力は武蔵村山市体育協会及び武蔵村山市地区スポーツ協力員連絡会でございます。

開催日は令和 7 年 5 月 18 日（日）、昨年と同様に、野山北公園運動場をスタートし、六道

山公園を折り返し、野山北公園運動場をゴールとする、新緑の狭山丘陵を歩く約 6.5km のコースで実施いたします。

コースの確認につきましては、4 月 5 日（土）にスポーツ推進委員とともにスポーツ振興課職員で実踏を行い、コースの危険箇所、トイレの位置、警備誘導員の配置場所などを確認し、昨年と同様にスタート、ゴールを決定したところでございます。

また、開会式等は開催せず、受付順に少人数のグループに分け、準備体操を行った後、順次出発いたします。

大会当日午前 9 時から受付を行い、最終受付は午前 9 時半となります。

雨天の場合は中止とし、中止決定につきましては午前 7 時半に判断いたします。

なお、中止のお知らせにつきましては、市の SNS で行うとともに、現地、野山北公園運動場にも職員を配置する予定でございます。

参加資格につきましては、市内在住・在勤・在学者で完歩する体力のある方としており、小学校 3 年生以下につきましては保護者同伴とし、制限時間を 3 時間以内で完歩できる方としております。

申込みにつきましては、大会当日、現地での受付となります。

申込書につきましては、4 月 30 日頃からスポーツ振興課窓口、総合体育館、市政情報コーナー、緑が丘出張所、市民総合センター、緑が丘ふれあいセンターに配置するとともに、当日会場にも用意いたします。

なお、昨年と同様に、開会式等は開催せず、受付順に少人数でのグループに分け、準備体操を行った後順次出発いたしますので、よろしくお願いいたします。

説明は以上でございます。

○池谷教育長　続きまして、8 点目でございます。

図書館システム更新に伴う図書館及び地区図書館の臨時休館についてでございます。

資料 8 を御覧いただきたいと思います。

内容につきましては、図書館長から報告いたします。

児玉図書館長、お願いします。

○児玉図書館長　それでは、資料 8、図書館システム更新に伴う図書館及び地区図書館の臨時休館について御説明いたします。

この度、図書館の利便性を向上させるため、図書館システム機器等の更新をするとともに、デジタル図書カードの導入、オーディオブックの導入、読書シールの導入などの新機能を加

えてDXを推進し、利用環境の充実を図るため、臨時休館させていただくこととなりました。

臨時休館となる期間は、資料8に記載のとおり、令和7年6月16日（月）から同月21日（土）までの6日間でございます。

なお、利用者に対しましては、5月1日号の市報のほか、図書館ホームページへの掲載、各図書館の管内掲示などにより周知を図ってまいります。

説明は以上でございます。

○池谷教育長 教育長報告は以上でございます。

9点目のその他でございますが、特に報告等はございません。

教育長報告に対する質疑等があればお受けいたします。

大野職務代理者、お願いいたします。

○大野職務代理者 それでは、報告の1番目、区域外就学の状況について、質問でございます。

お示しいただいた資料を拝見いたしまして、区域外就学をしている児童・生徒、決して珍しくはないのだと感じました。そこで、もう少し詳しいところをお聞かせ願いたいのですが、区域外就学と言いますと、御両親の転勤などで引っ越すのだけれども、区切りのよい学期末までそのまま祖父母や親せきの家でお世話になって従前の学校に通い続けるというように、比較的短期間で解消されているというイメージを持っているのですけれども、実際のところどうなのか、お教えいただければと思います。

○池谷教育長 佐藤教育総務課長、お願いします。

○佐藤教育総務課長 区域外就学の理由につきましては、ただいま委員からもありましたとおり、引っ越し等により、引っ越し前の自治体の学校に就学するというのが一番多いケースとなっております。そのほかといたしましては、資料にお示しのとおり、例えば転入先付け、こちらについては他の自治体に家を購入し、今後その自治体に転入することが明確な場合にあらかじめそちらの自治体の学校に就学をするというものがございます。

また、両親共働き、こちらについては、両親が働いていることにより、児童の下校後の面倒を見る方がいない場合に祖父母宅などで面倒を見るというような家庭事情がある場合、祖父母宅の住所を有する自治体の学校に就学するというケースがございます。

また、その他については、教育的配慮を要するものというのが主なものとなりますが、具体的には虐待などの理由により住民票を動かすことはできないが、ほかの自治体に就学する必要があるという児童を計上しているものでございます。

以上でございます。

○池谷教育長 大野職務代理人、いかがでしょうか。

○大野職務代理人 ありがとうございます。私がイメージしていたもの以外でも様々なパターンがあるのだということで認識を改めたいと思います。

いずれにしても、やむなく区域外就学をする児童・生徒に対しては、そのことも踏まえて、学校現場を通して気にかける必要があるのだろうと感じたところでございます。

よろしくお願いいたします。

○池谷教育長 その他、委員の皆様、いかがでしょうか。

比留間委員、お願いいたします。

○比留間委員 資料2、学校選択制の結果について、意見を述べさせていただきたいと思います。

この話になりますと毎度同じようなことを申し上げているところですが、今年度の入学生においても例年同様、第五中学校の区域から第一中学校へ通う生徒が多い結果となりました。今後このような傾向を解消するために対策を考えていただいていると聞いておりますが、本市では長らく特色ある学校づくりというものに取り組んでおります。各校、もう一度、見つめ直していただき、小学生の子供たちが例えばこの中学校に行つてこういうことがしたいと思えるような学校づくり、また、魅力のある中学校というものをアピールしていただいて、本来あるべき学校選択という制度が機能してほしいと願っております。

また、これに併せて、保護者の方々にも学校選択制のあるべき姿について深い御理解をいただけるよう望むところであります。

以上です。

○池谷教育長 その他、委員の皆様、いかがでしょうか。

杉原委員、お願いいたします。

○杉原委員 それでは、3点お願いいたします。

1点目は、資料2の学校選択制の結果についてです。中学校という新たな環境を自ら選択して希望を持って出発できたということは、子供にとっても保護者にとっても喜ばしいことだと思います。先日、第一中学校の入学式に列席させていただきましたが、新入生代表の誓いの言葉は、希望と決意が込められていて大変誇らしく思いました。学校選択制ですが、比留間委員がおっしゃられたように、本来の良さを生かしつつ、子供たちが一つのステップとして自覚を持って成長してくれることを願っております。

2点目は、資料6の研究活動等一覧についてです。各学校が校区目標、研究主題を中心に

校内研究を推進されて、先生方の専門性を高める研究をされていることに敬意を表したいと思います。

1点質問ですが、研究指定・事業名の欄の内容は、国や都あるいは市の事業で、長いものは10年から17年と継続されているようではありますが、校内研究を推進するだけで大変忙しい状況だと思いますが、これをどのような位置づけで取り組まれているのかということをお聞きできたらと思います。ゼロカーボンシティチャレンジという、そういう研究一つにしても、大変な時間と先生方の研究活動が必要ではないかと思いますので、どのように位置づけで取り組まれているのか、お聞きしたいと思います。

○池谷教育長 加藤指導・教育センター担当課長、お願いします。

○加藤指導・教育センター担当課長 お答えいたします。

研究指定・事業名に様々なものを書かせていただいておりますが、まず、特色ある学校づくり推進校であるとか、ゼロカーボンシティチャレンジ校、こういったものについては、各学校で各教科、総合的な学習の時間等を織り交ぜながら研究を進めていただいているところでございます。

なお、長いものと、例で挙げさせていただくと、小中一貫校村山学園の一番上に、平成23年度から学校と家庭の連携推進校として、都で15年と表記させていただいておりますが、こちらは学校と家庭の連携支援員というものを配置しております。継続ということで、学校の中で教育活動の中に既に位置づいているほか、各校の伝統として教育活動に含まれているものもございますので、全てを研究しているというわけではございませんが、表記だけはさせていただいております。

以上でございます。

○池谷教育長 杉原委員、いかがでしょうか。

○杉原委員 ありがとうございます。内容的には大変すばらしいものを継続されているということと理解いたしました。

3点目は、資料8の図書館システム更新に伴う図書館及び地区図書館の臨時休館についてです。日頃、本市の図書館を活用し、楽しませていただいて感謝しているところです。利便性の向上や新機能が加えられるということで先ほど説明がありましたけれども、具体的にもう少し詳しく説明していただければありがたいと思います。

○池谷教育長 児玉図書館長、お願いします。

○児玉図書館長 それでは、お答えいたします。

先ほどの説明の中で主な新機能を3つ挙げさせていただきました。1点目がデジタル図書館カードというものでございます。通常、図書館を利用する際は、プラスチックの名刺サイズのカードを必要としますが、それに加えて、スマートフォンでの利用を可能とするものでございます。登録者の方というのはそれぞれ図書館ホームページにマイページが設定されておりますが、スマートフォンからマイページを開くことによってバーコードを表示させ、バーコードを読み取ることで図書館カードとして使うことができるようになります。カードを忘れてもスマートフォンを持っていれば貸出しができる、逆にスマートフォンを忘れてもカードを持っていれば貸出しができますので、利便性向上ということで新たにスマートフォンを活用したカードにするのがデジタル図書館カードでございます。

2点目のオーディオブックにつきましては、世間的に広く認知されているかと思いますが、耳で聞く読書ということで、朗読が流れて、家事や様々なことをしながら、「ながら読書」ができるというのがオーディオブックでございます。こちらは新たに約8,000冊以上のラインナップから、自由に、同時に複数の方がオーディオブックを楽しめるような機能となっております。

3点目の読書シールにつきましては、これも皆様御承知のとおり、お薬手帳のイメージとなりますが、シール式の調剤一覧が渡されてお薬手帳に貼付して活用されていると思います。読んだ本について、カウンターのほうでプリントされる、名刺サイズほどの大きさのシールですが、それを任意の手帳やノートに貼付することで読書の経過が分かるようになるというものでございます。読んでいった本の積み重ねを目で楽しむことができるということで、読書活動の推進に寄与する機能として読書シールの導入を三つ目の項目として挙げさせていただきました。読書シールは、雷塚図書館のみで試行的に導入し、その利用状況を見て来年度以降順次全館に導入していければと考えているところでございます。

なお、雷塚図書館以外の図書館でお借りになった方については、雷塚図書館に来館いただければプリントシールを発行することが可能でございます。

説明は以上でございます。

○池谷教育長 杉原委員、いかがでしょうか。

○杉原委員 ありがとうございます。ますます便利になるということで期待しております。

○池谷教育長 その他、いかがでしょうか。

(発言する者なし)

○池谷教育長 質疑なしと認めます。

これをもって教育長報告を終わります。

◎日程第 4 議案第 24 号 武蔵村山市教育委員会事務局職員の任免に係る臨時代理の承認について

○池谷教育長 日程第 4、議案第 24 号 武蔵村山市教育委員会事務局職員の任免に係る臨時代理の承認についてを議題といたします。

議案の朗読は省略させていただきます。

議案第 24 号の提案理由を説明させていただきます。

教育委員会事務局職員を任免する必要がある、武蔵村山市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第 3 条第 1 項の規定により臨時に代理したので、本案を提出ものでございます。

なお、内容につきましては、教育部長から説明いたさせますので、よろしく御審議の上御承認を賜りたくお願い申し上げます。

鈴木教育部長、お願いします。

○鈴木教育部長 それでは、議案第 24 号 武蔵村山市教育委員会事務局職員の任命に係る臨時代理の承認につきまして、御説明いたします。

この件につきましては、令和 7 年 3 月 24 日及び 28 日付けで市長から協議があり、回答する必要が生じましたが、会議を開催する時間的余裕がないことから、武蔵村山市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の規定に基づきそれぞれ当日付けで臨時代理をいたしましたので、同条第 2 項の規定に基づき御承認をお願いするものでございます。

別紙の 1 ページから 2 ページにかけてを御覧ください。

令和 7 年 4 月 1 日付けの係長職への昇任が 1 名、人事異動に伴う任命が部長職 1 名、課長職 2 名、係長職 5 名、主任職 7 名及び一般職 1 名でございます。

次に、同日付けの暫定再任用が係長職 1 名、一般職 6 名でございます。

次に、東京都へ帰任が部長職 1 名でございます。

次に、3 ページを御覧ください。

人事異動に伴う解任が課長職 2 名、係長職 5 名、主任職 1 名及び一般職 1 名でございます。

次に、令和 7 年 3 月 31 日付け退職に伴う解任が主任職 2 名、一般職 4 名でございます。

説明は以上でございます。

○池谷教育長 これより質疑に入ります。

委員の皆様、いかがでしょうか。

(発言する者なし)

○池谷教育長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

(発言する者なし)

○池谷教育長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより議案第 24 号 武蔵村山市教育委員会事務局職員の任免に係る臨時代理の承認についてを採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○池谷教育長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

**◎日程第 5 議案第 25 号 武蔵村山市立学校学校運営協議会委員の任免等に係る
臨時代理の承認について**

○池谷教育長 日程第 5、議案第 25 号 武蔵村山市立学校学校運営協議会委員の任免等に係る臨時代理の承認についてを議題といたします。

議案の朗読は省略させていただきます。

議案第 25 号の提案理由を説明させていただきます。

教職員の人事異動等に伴い、委員の任免等をする必要があり、武蔵村山市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第 3 条第 1 項の規定により臨時に代理したので、本案を提出するものでございます。

なお、内容につきましては、教育総務課長から説明いたさせますので、よろしく御審議の上御承認を賜りたくお願い申し上げます。

佐藤教育総務課長、お願いします。

○佐藤教育総務課長 それでは、議案第 25 号 武蔵村山市立学校学校運営協議会委員の任免等に係る臨時代理の承認につきまして御説明いたします。

学校運営協議会委員の委嘱につきましては、令和 7 年 3 月の定例会で議決をいただいております。

りますが、教職員の異動等に伴い、任命の取りやめや新たな委員の任命が必要となりました。
また、併せて私事都合等により委員の変更が生じましたが、会議を開催する時間的余裕がなかったことから、武蔵村山市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の規定に基づき臨時に代理いたしましたので、別紙のとおり教育委員会に報告し承認を求めるものでございます。

なお、各学校の状況につきましては、別紙にお示ししたとおりでございますので、御確認いただければと存じます。

説明は以上でございます。

○池谷教育長 これより質疑に入ります。

委員の皆様、いかがでしょうか。

(発言する者なし)

○池谷教育長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

(発言する者なし)

○池谷教育長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより議案第 25 号 武蔵村山市立学校学校運営協議会委員の任免等に係る臨時代理の承認についてを採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○池谷教育長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

◎日程第 6 議案第 26 号 武蔵村山市生涯学習審議会委員の委嘱等に係る臨時代理の承認について

○池谷教育長 日程第 6、議案第 26 号 武蔵村山市生涯学習審議会委員の委嘱等に係る臨時代理の承認についてを議題といたします。

議案の朗読は省略させていただきます。

議案第 26 号の提案理由を説明させていただきます。

学校長の人事異動に伴い、委員の委嘱等をする必要があり、武蔵村山市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第1項の規定により臨時に代理したので、本案を提出するものでございます。

なお、内容につきましては文化振興課長から説明いたさせますので、よろしく御審議の上御承認を賜りたくお願い申し上げます。

廣末文化振興課長、お願いします。

○廣末文化振興課長 それでは、議案第26号の武蔵村山市生涯学習審議会委員の委嘱等に係る臨時代理の承認について説明いたします。

別紙を御覧いただきたいと思います。

武蔵村山市生涯学習審議会条例第3条及び武蔵村山市生涯学習審議会会議規則第2条に基づき、生涯学習審議会委員12人を令和6年4月1日付けで委嘱をさせていただいておりましたが、学校長の人事異動により、雷塚小学校、高瀬隆太郎校長が異動となりましたので解職し、新たに小学校長会から推薦をいただいた雷塚小学校、赤坂弘樹校長に委嘱するものでございます。

任期につきましては、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの1年間となります。

説明は以上でございます。

○池谷教育長 これより質疑に入ります。

委員の皆様、いかがでしょうか。

(発言する者なし)

○池谷教育長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

(発言する者なし)

○池谷教育長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより議案第26号 武蔵村山市生涯学習審議会委員の委嘱等に係る臨時代理の承認についてを採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○池谷教育長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

**◎日程第 7 議案第 27 号 武蔵村山市防災食育センター備品整備基金条例を廃止
する条例の申出について**

○池谷教育長 日程第 7、議案第 27 号 武蔵村山市防災食育センター備品整備基金条例を廃止する条例の申出についてを議題といたします。

議案の朗読は省略させていただきます。

議案第 27 号の提案理由を説明させていただきます。

武蔵村山市防災食育センター備品整備基金の処分の完了に伴い、条例の廃止の申出をする必要があるため、本案を提出するものでございます。

なお、内容につきましては、学校給食課長から説明いたさせますので、よろしく御審議の上御決定くださるようお願いいたします。

矢野学校給食課長、お願いします。

○矢野学校給食課長 それでは、議案第 27 号 武蔵村山市防災食育センター備品整備基金条例を廃止する条例の申出について御説明申し上げます。

防災食育センター備品整備基金につきましては、平成 31 年に創設し、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律に規定されている特定防衛施設周辺整備調整交付金を財源として、同施行令の規定に基づき防災食育センターの備品を整備するための財源として同基金を積み立て、令和 6 年度で備品整備事業への充当が完了したことから、この基金条例の廃止に係る所要の手続を別紙のとおり市長部局に申し出るものでございます。

なお、廃止条例案は別紙でお示ししているとおりでございます。

御説明は以上となります。

○池谷教育長 これより質疑に入ります。

委員の皆様、いかがでしょうか。

（発言する者なし）

○池谷教育長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

（発言する者なし）

○池谷教育長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより議案第 27 号 武蔵村山市防災食育センター備品整備基金条例を廃止する条例の申出についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○池谷教育長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり決しました。

**◎日程第 8 議案第 28 号 武蔵村山市立学校令和 8 年度使用教科用図書採択要領
について**

○池谷教育長 日程第 8、議案第 28 号 武蔵村山市立学校令和 8 年度使用教科用図書採択要領についてを議題といたします。

議案の朗読は省略させていただきます。

議案第 28 号の提案理由を説明させていただきます。

武蔵村山市立小・中学校特別支援学級において令和 8 年度に使用する教科用図書の採択を、適正かつ公正に行うために、必要な事項を定める必要があるので、本案を提出するものでございます。

なお、内容につきましては、指導・教育センター担当課長から説明いたさせますので、よろしく御審議の上御決定くださるようお願いいたします。

加藤指導・教育センター担当課長、お願いします。

○加藤指導・教育センター担当課長 それでは、武蔵村山市立学校令和 8 年度使用教科用図書採択要領について御説明いたします。

この要領は、武蔵村山市立小・中学校特別支援学級において令和 8 年度に使用する教科用図書の採択を、適正かつ公正に行うために、必要な事項を定めるものでございます。

まず、「第 2 採択の方針」でございますが、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の規定に基づき、令和 8 年度に特別支援学級において使用する学校教育法附則第 9 条の規定による教科用図書、以下、一般図書と申し上げますが、こちらについて採択を行うものでございます。

次に、「第 3 組織及び任務」でございます。

一般図書の採択を円滑かつ適正に行うために、教科書採択資料作成委員会及び教科書調査

研究委員会を設置いたします。

教科書採択資料作成委員会でございますが、小学校特別支援学級調査研究委員長及び中学校特別支援学級調査研究委員長の合計2名をもって組織いたします。主な任務でございますが、調査研究、選定のための文書、資料等の確認、調査研究委員会から提出された「調査研究資料」について精査、検討を行い、最終的に「教科書採択資料作成委員会報告書」を作成し、教育委員会に報告いたします。

続きまして、教科書調査研究委員会でございますが、小・中学校それぞれに特別支援学級調査研究委員会を設置いたします。各校種の特別支援学級調査研究委員会は、特別支援学級（固定学級）設置校の校長1名及び設置校から推薦された障害種別学級ごとの特別支援学級担任1名をもって組織いたします。主な任務でございますが、一般図書見本等による各図書の調査研究を行い、調査研究資料を作成し、教科書採択資料作成委員会に報告をいたします。

教科書採択資料作成委員会委員及び教科書調査研究委員会委員の任期は、委嘱の日から令和7年8月31日までといたします。

次に、「第4 一般図書の採択に係る調査研究の内容・方法」でございますが、より適切な教科書を選定するため、内容、構成上の工夫、特長の三つの観点から調査研究を行います。

次に、「第5 一般図書の適正かつ公正な採択の確保」でございますが、こちらに記載されております5項目のいずれかに該当する者は、教科書採択資料作成委員会及び教科書調査研究委員会の委員になることはできません。

最後に、「第7 その他」でございます。特別支援学級におきましては通常の学級で使用しておりますいわゆる検定教科書か、文部科学省が著作の名義を有する教科用図書、もしくは一般図書のいずれかを児童・生徒の実態に応じて使用することとなります。したがって、文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を採択する場合にも、本採択要領に準じて調査研究資料を作成いたします。

なお、補足の資料といたしまして、組織構成図、採択事務日程、報告書、調査研究資料の様式を添付させていただきました。

今後採択事務を進めた上で、8月22日に行われる定例教育委員会におきまして審議、採択をお願いいたしたく存じます。

以上でございます。

○池谷教育長 これより質疑に入ります。

委員の皆様、いかがでしょうか。

(発言する者なし)

○池谷教育長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

(発言する者なし)

○池谷教育長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより議案第 28 号 武蔵村山市立学校令和 8 年度使用教科用図書採択要領についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○池谷教育長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり決しました。

◎日程第 9 議案第 29 号 武蔵村山市スポーツ推進委員の委嘱について

○池谷教育長 日程第 9、議案第 29 号 武蔵村山市スポーツ推進委員の委嘱についてを議題といたします。

議案の朗読は省略させていただきます。

議案第 29 号の提案理由を説明させていただきます。

武蔵村山市スポーツ推進委員の欠員補充に伴い、新たに委員の委嘱をする必要があるので、本案を提出するものでございます。

なお、内容につきましてはスポーツ振興課長から説明いたさせますので、よろしく御審議の上御決定くださるようお願いいたします。

石川スポーツ振興課長、お願いします。

○石川スポーツ振興課長 それでは、議案第 29 号 武蔵村山市スポーツ推進委員の委嘱につきまして御説明いたします。

スポーツ推進委員につきましては、スポーツ基本法第 32 条及び武蔵村山市スポーツ推進委員に関する規則第 3 条に基づき、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、その職務を行うのに必要な熱意と能力を有する者の中から教育委員会が委嘱をするものでございます。

現在、スポーツ推進委員につきましては、14名の定数に対しまして、11名で、3名の欠員が生じておりましたので、3月1日号の市報で募集を行ったところ、別紙記載の3名の方の応募がございました。4月4日に面接を行い、新たに委員を委嘱する必要が生じたので、本案を提出するものでございます。

1人目の白井氏につきましては、スポーツマネジメントが学べる大学に進学しておりまして、大学のサークルでスポーツボランティアや地域のスポーツイベントなどの企画運営の経験をお持ちの方でございます。

2人目の吉澤氏につきましては、市内で子育てする保護者や障がいを持つ子供も受け入れる場所を提供する活動を行っているほか、本市消防団オレンジフェアリーズにも在籍しておりまして、子どもたちにもっとスポーツや運動する機会をつくりたいという思いから応募された方でございます。

3人目の宇津木氏につきましては、スポーツ関連会社に勤務されており、スポーツの運営や企画、地域スポーツの活性化に関わってきた経験をお持ちの方でございます。

委嘱につきましては、令和7年5月1日付けとし、任期につきましては令和7年5月1日から令和8年3月31日までの11か月間といたします。

説明は以上でございます。

○池谷教育長 これより質疑に入ります。

委員の皆様、いかがでしょうか。

(発言する者なし)

○池谷教育長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

(発言する者なし)

○池谷教育長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより議案第29号 武蔵村山市スポーツ推進委員の委嘱についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○池谷教育長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり決しました。

◎日程第 10 その他

○池谷教育長 日程第 10、その他に入ります。

委員の皆様からの報告等の御発言があればお受けいたします。

(発言する者なし)

○池谷教育長 事務局からの報告等の御発言があればお受けいたします。

(発言する者なし)

○池谷教育長 これをもって、その他を終わります。

◎閉会の辞

○池谷教育長 以上で、本定例会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

これをもって、令和 7 年第 4 回教育委員会定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。

午前 10 時 20 分閉会